

社会的親に関する一考察

— 児童養護施設児の養育 —

(教育学研究科心理発達臨床専攻) 岡田 英作
(聖カタリナ大学人間健康福祉学部・教育学研究科客員研究員) 田村 優佳

Consideration of social parents

— Rearing children in child care institution —

Eisaku OKADA and Yuka TAMURA

(2021年9月1日受理)

キーワード：社会的親 (social parents)、児童養護施設 (child care institution)、養育 (rearing)

1. はじめに

実の親ではない他者であって、地域社会と連携して地域の子育てに協力するような社会教育に携わる者のことを、「社会的親」と呼んでいる。広義には、保育園や学校など、子育てを親以外で支援できる体制をも含みうる¹⁾。しかし現代では、地域社会で子供を育てるという発想が薄れ、実親の負担増にも関係している。

日本子ども支援協会によると、社会的養護を必要とする子どもの数は、日本全国で45,000人であり、約39,000人が児童養護施設や乳児院で暮らしており、里親家庭で暮らしている子どもたちは約6,000人と報告されている²⁾。社会的養護には、児童養護施設や里親制度などいくつかの種類がある。その中でも最も多くの子どもたちが暮らしているのが児童養護施設である。児童養護施設は全国に約600ヶ所あって、約30,000人の子どもたちが暮らしている³⁾。子どもたちが児童養護施設で暮らすことにな

った理由は、虐待や育児の放任、両親の精神疾患、経済的な理由などにより子どもが育てられなくなるなどである。

われわれは、児童養護施設で養育された児と里親についての養育に関する面談を経験したので、その事例を通じて、社会的親の果たす役割について考察したい。

われわれは、里親との数回の面接において、本論考の内容の一部として、児の生活概要のみを提示することに関する同意を得た。児の個人情報（面接日や家族構成）などについては、児および実親、里親のプライバシーを守るために、論文の主旨に影響のない適切な範囲で変更している。

2. 事例紹介

15歳女性A

Aは、同胞3子の長女である。3児出産後に母親がうつ病に罹患し自殺し、父子家庭となる。母親方

の祖母は何らかの精神疾患により自殺、祖父とは連絡がとれない状態にあった。3児の父親は不安障害に罹患し、A就学時には定職に就くことができなかった。さらに、父親方の祖母が脳卒中に罹患し、寝たきり傾向になったことから、3児はネグレクト状態に陥った。そのため近隣より「3児に対してネグレクトの可能性がある」と福祉事務所に通報があり、3児は児童相談所に保護された。父親の元では経済的な事情から養育不能であるとして、家庭裁判所の審判を経て、3児ともに、児童養護施設での養育となった。この時点で、Aには精神疾患はなかった。Aは幼少期を父子家庭で過ごしており、7歳時に児童養護施設に入所となった。

Aは児童養護施設から、小学校および中学校に通学した。児童養護施設では、年長者5人の不良グループに所属し、2歳年上のボス的な女兒の下で、「パシリ」扱いを受けていた。5人グループの素行不良は次第にエスカレートし、他校の小学校児童への恐喝、万引き、夜間にゲームセンター内の徘徊を繰り返すようになった。数回の補導後に児童相談所の判断で、5人を切り離し、5人を遠方の児童養護施設へ送致し、別々の施設での養育を開始することになった。

Aが12歳時のときに、里親がみつきり、里親との生活が始まった。高等学校に進学後、不登校はなく、成績はクラス内で中程度であった。15歳(高校1年生)のときに、他校の男子高校生(父子家庭児)と交際し、無断外泊するようになった。学校においては、体育授業での団体競技で、故意に、気に入らないクラスメート女子に体当たりをしたり、体操着を引っ張って、ズボンを脱がせようとしたりする行為が目立つようになった。それら一連の行為から、高等学校の女子生徒と疎遠になった。それらの行為に対して教師が厳しく指導したことに立腹し、SNSを利用して教師に対する悪口を発信するようになった。また、嫌いな教師の授業を意図的にさぼったことから、単位が不足し、留年となった。留年後の進級に際し、「嫌いな教師を転勤させるのなら、留年しても高校に通学する」と教務主任に伝えたことから、校長が本人と保護者に面談し、自主退学とな

った。

退学後は、里親宅に住んでいるが、男子高校生との交際は続き、また、男子同級生との交流も継続している。Aは退学していることから高等学校としては対応ができない状況にある。そして、児童養護施設でAの「ボスの」存在であった女性との交流が始まっている。家庭ではおとなしく、里親に逆らうことはなく、むしろ「抑うつ傾向」であった。また、里親は、別の里子であるBを養育していた。AはBを実の妹のように可愛がっており、里親はA、Bともに深い愛情を注いで養育していた。里親はAの親権が実父にあることから、20歳を過ぎたら、里親手当などの支援費用が打ち切られ、Aが経済的に困窮し、風俗店などで働くことを心配していた。里親はAには大学には進学してほしいとの希望を持っていた。Aは里親に対して、「児童養護施設の園長先生が、一番の理解者であり、私の本当の親だ」と語っていた。

3. 考察

Aは父子家庭で幼児期を過ごしており、経済的な事情から児童養護施設に入所することになった。高橋(1996)⁴⁾および松本(2002)⁵⁾の指摘にもあるように、児童養護施設入所児童の家族類型は父子家庭の割合が高くなっている。岩田(2009)⁶⁾は、父子家庭の問題は、これまでは祖父母の援助に隠されてしまい、その問題の関心は男性の家事・子育てや親子関係の難しさとして描かれる場合が多かったが、父子家庭の貧困は階層性を帯びて進行していることを報告している。さらに、同研究の調査において、「児童養護施設」や「児童相談所」を「利用したことがある」割合は、低所得・低学歴・父+子のシングルファーザーに高くなっており、もっとも不利な立場にある男性たちにとっては、父と子の家庭を形成しようと思っても、わが子を児童養護施設などの社会的養護に預けて生活を送らざるを得ない状況にあると報告している。

菊地(2007)⁷⁾は、5歳時点において、「病気のときに世話をしてくれる人」「さびしいときの話し相手」「相談相手」などに恵まれなかった者ほど、

その後も人間関係が希薄であるとの報告をしており、子ども時代に人とのつながりに乏しい環境に育つことが、社会的孤立の連鎖をもたらしていることを指摘している。Aが5歳時には、父子家庭で他の2人兄弟姉妹とともに養育されているため、菊地の指摘する他者との情緒的な人間関係は、構築されていないと思われる。またAは、自身の本当の親は、実親や里親よりも「児童養護施設長を自身の親である」と語っていることから、情緒的な人間関係は児童養護施設に入所した後に確立されようとしたが、人間関係樹立の閾値時間を過ぎており、実父に養育された環境は、Aが他者との情緒的なつながりを確立するためには乏しかった可能性が高い。

奥山(2003)⁸⁾は、不適切な養育を受けた子どもは攻撃性が高く、そのメカニズムとしては、健全な愛着形成ができず、不適切な養育がトラウマとなり、自身の感情調整ができず、周囲との軋轢により自己効力感が低下するという経緯をたどり、不適切な養育から愛着障害、そして易トラウマ性という脆弱性から自己を守るための攻撃性、その後不適切な養育を受ける危険性という悪循環を繰り返してしまうことがあることを指摘している。Aはクラスメート(特に女子)に対しては、敵愾心を持っていた。他者と比較して、自身が「上か下か」を意識する生き方は、自己実現を目指す能力を培うにはある程度必要なことではあるが、過剰な競争心を抑えることができず、自身が中心となれない状況に陥ると疲弊し、自宅では「うつ」状態にあるように考えられた。Aは、同性の友人からは敬遠されていたが、男子高校生には人気があることから、女子としての「性」が人間関係の構築に有利と考えている可能性があった。また、Aの思考は白黒をはっきりさせ、灰色の自分を認めにくい状態にあり、マスターソンのいう「白黒めがね」を持つ境界型人格障害へと発展していく可能性がある⁹⁾。

子どもの豊かな人格をはぐくむためにも、社会的親は必要な存在であると見直されてきている。野辺(2015)¹⁰⁾は、子育てに関する複数の社会的規範が併存・対立することは、生みの親・育ての親の排他的子育てを相対化できるメリットであると指摘し

ている。また、過去には地域に「口うるさい」おじちゃん、おばちゃんと呼ばれる社会的親が存在していた。しかし、東京都教育委員会の調査によると、子どもたちが社会のルールやマナーを守れない原因として、7割強の人が地域に他人の子どもでも叱ってしつける大人が減っているからと回答している¹¹⁾。つまり、自分の親以外で親代わりとなって面倒を見てくれる社会的親が不在になり、それが地域の教育力の低下を招き、見て見ぬふりをする社会となりつつあると言えよう。

子育ての社会化については、育てる主体である親の側からとらえるだけでなく、育つ主体である子どもの側からもとらえ、子どもの育ちに注目してその有効性をとらえる議論も、以下のような諸研究でなされてきた。

森田(2000)¹²⁾は、子どもには共に育ち合う仲間が不可欠であることから、子どもが育ち合う場としての社会化された場所が必要であると指摘している。Aは、施設内で生き抜くためのスキルとして、上命下服関係を遵守し、リーダーが夜間に盛り場においても注意することはできず、Aはリーダーに従わざると得ない環境にあり、5人を別の児童養護施設に送致後も、仲間関係を切ることは難しく、高等学校退学後は交流が始まっている。

Kerns(2008)¹³⁾によれば、児童期における子どもは仲間らとの親密な対人関係を大きく拡張させ、状況に応じて異なる対象を安全基地として受け容れることができるようになる。しかし、主要な愛着対象は、依然として養育者のままであることが圧倒的に多く、その養育者の情緒的な利用可能性の覚知に関しては児童期全体にわたって大差なく、基本的に高く維持される傾向があるという。Aが他者との優劣を意識しながら人間関係を構築するスキルは、体育会系の部活動などにおいてみられることが多く、上命下服の指揮命令を必要とする実社会においては大切なスキルとなる。しかしながら、Aが児童養護施設で培ってきた「生きる力」は、実親の下で育ってきた「ふつう」の女子高校生の仲間との人間関係構築には、「煙たがられている」ことがA自身にはわからない様子であった。

両親のしつけとは、子どもに社会規範(価値)を内面化させることを意味するが、要するに、両親が子どもの行った行動にどのように対応するかである。Aは実父との生活の中で、経済的貧困の中での荒れた生活や極端に厳格ないし処罰的なしつけを受けた可能性があるが、愛情のない処罰的なしつけとネグレクトがAの情緒不安定を予測させることは明らかである。

柳澤・河村(2006)¹⁴⁾は、摂食障害傾向を生じさせやすい養育態度として、拒否的態度が根底にあるとし、そこから全般的な認知の歪みが生じ、親と自己への嫌悪から成熟拒否感情が起こると述べており、親の拒否的養育態度が子の認知の歪みを生じさせ、摂食障害などの間接的な自己破壊的行動を生じさせることがあると考えられると報告している。笠井・岡田(2009)¹⁵⁾は、親から愛されることなく拒否的な態度で養育されてきた子どもは、成長してからも自分は誰からも愛されていないと感じ自己否定的な感情を持つとともに、そのことに怒りを感じやすくなる、そして、その怒りを親に対してだけでなく、その他の他者及び自己に対しても向けやすくなるのだと考えられ、特に、母親に拒絶的な態度で育てられると、他者に対して猜疑心を抱き時には直接的な攻撃行動をとりやすくなり、また他方、情緒的温かみに乏しい態度で育てられると、猜疑心と自己を傷つける行動をとってしまう傾向が強くなるということを報告している。

森岡(2008)¹⁶⁾は、「家族から否定的なフィードバックがくり返され、自分が家族のなかで受け入れられていないという状態が続くと、自分の感情が正しいのか、極端な場合、自分がほんとうに存在しているのか自信がもてなくなってしまう」と指摘している。Aは、13歳以降は里親によって深い愛情を注がれて生活していたが、幼児期や学童期は児童養護施設内で養育されてきた。Aは、児童養護施設での成長過程において、施設内の保育士に愛着をいだきながらも、施設内で生き抜くために、強者に従いながら、弱者を「子分として従える」という施設内キャストを選択したと思われる。また、親から愛されていないと感じると、自分という存在に自信をなく

し、そのため不確実な自己を確認するために自己や他者を攻撃することで安心感を得ようとするところがあると考えられる。

網野(2000)¹⁷⁾の指摘するように、子どもの第二の安全基地の形成には、親以外の社会的親による多様なモデリングの影響が欠かせないことから、子育てが社会化されることが必要である。青年期においてAにとって最も必要であった社会的親は、口やかましく生徒指導した高校教師であったが、Aには煙たい存在にしかすぎず、忠告が受け入れられることはなかった。

社会的養護を取り巻く課題のひとつに、施設を退所した後の自立という問題がある。児童養護施設は、原則18歳になると施設を退所しなくてはならない。児童養護施設において養育された児童生徒には、基本的生活習慣が未確立な者や生活態度に問題を有する場合があります、退所後に、不健全・不安定な生活を送る中で、不良交友や不就労、さらには薬物使用等の問題を発生・拡大させる場合がある。

処遇においては、勤勉な生活態度、健全な金銭感覚、将来に向けた堅実な生活設計等、社会人として自立した生活を過ごすための基本を身に付け、円滑な社会生活の基礎となる対人関係スキルを向上させる必要がある。施設退所者が健全な社会生活を送る上では、困難を抱える対象者の生活基盤を確保し、その社会参加を円滑にするために、法務省と厚生労働省とで継続的な協議の場を設置して自立更生支援のための本格的な協議を積み重ね、さらには、国はもとより地方公共団体の積極的な関与が求められる。児童養護施設で育った児童生徒が、実の親のネグレクトによって発生し継続している「幼少期から続く寂しさ」を紛らわせていくための手段として、女兒であれば、パートナーを探し、同棲、出産し、シングルマザーとなり、男児であれば、貧困のために父子家庭を構築することができず、産まれたばかりの児がまた、乳児院や児童養護施設に入所する、という負の連鎖から解放させるためには、愛着形成と経済的支援を視野に入れた施策が必要となる。

注

1. 中央教育審議会「「新しい時代を拓く心を育てるために」一次世代を育てる心を失う危機—（中央教育審議会（答申）平成10年6月30日）」、1998、https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chuuou/to-ushin/980601.htm。（最終閲覧：2021年8月17日）
2. 日本子ども支援協会「社会的養育の現状」、https://npojcsa.com/foster_parents/social_care.html。（最終閲覧：2021年8月17日）
3. 厚生労働省「社会的養護の施設等について」、<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki-yougo/01.html>。（最終閲覧：2021年8月25日）
4. 高橋利一（1996）「父子家庭の子育て—児童福祉施設をパートナーとして—」『子ども家庭福祉情報』12、pp. 48–51。
5. 松本伊智朗（2002）「児童養護問題と社会的養護の課題」庄司洋子・松原康雄・山縣文治編『家族・児童福祉（改訂版）』ミネルヴァ書房、pp. 179–208。
6. 岩田美香（2009）「階層差から見た父子家庭の実態」『季刊 家計経済研究』81、pp. 43–51。
7. 菊地英明（2007）「排除されているのは誰か？—「社会生活に関する実態調査」からの検討—」『季刊 社会保障研究』43（1）、pp. 4–14。
8. 奥山眞紀子（2003）「攻撃性と脆弱性—不適切な養育をめぐる—」『児童青年精神医学とその近接領域』44（2）、pp. 148–152。
9. 連理貴司（2002）「境界例という"病"—入院治療におけるチームスタッフとしての基本的理解—」『精神看護』5（2）、pp. 12–20。
10. 野辺陽子（2015）「非血縁親子における「親の複数性・多元性」の課題—養子縁組における生みの親を事例に—」『比較家族史研究』29、pp. 129–144。
11. 東京都教育委員会「東京都教育ビジョン第3次」、2013、esp. p. 37、https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/administration/action_and_budget/action/vision2013.html。（最終閲覧：2021年8月17日）
12. 森田明美（2000）「子育ての社会化—今、これから—」『子ども家庭福祉情報』16、pp. 50–54。
13. Kerns, Kathryn A.（2008）“Attachment in middle childhood.” In *Handbook of attachment: Theory, research, and clinical applications* (2nd ed.), ed. J. Cassidy & P. R. Shaver, pp. 366–382. New York: Guilford Press.
14. 柳澤和泉・河村敦（2006）「摂食障害と養育態度の関連性」『くらしき作陽大学・作陽短期大学研究紀要』39（2）、pp. 79–97。
15. 笠井達夫・岡田涼子（2009）「親の養育態度と青年の攻撃性との関係」『徳島文理大学研究紀要』78、pp. 95–108。
16. 森岡正芳（2008）「自傷行為—特集にあたって—」『臨床心理学』（特集：自傷行為への対応と援助）8（4）、pp. 477–481。
17. 網野武博（2000）「「育ち」の力・「育て」の力」『子ども家庭福祉情報』16、pp. 46–49。